

特許情報普及施策の今後

—この 10 年を振り返りながら—

Overview of future plan regarding patent information policy

特許庁 総務部総務課 特許情報室長

本多 仁

平成 16 年特許庁入庁。化学分野の特許審査、審判に従事。調整課審査推進室、総務課特許情報企画室(現:特許情報室)、調整課審査企画室、一般社団法人発明推進協会、審判課審判企画室を経て、令和 6 年 2 月より現職。

はじめに

筆者は、2013 年(平成 25 年)7 月から 2014 年(平成 26 年)6 月の 1 年間にわたり、総務課特許情報企画室(現:特許情報室)に在籍し、同室室長補佐として特許情報普及施策の一助を担っていた。

当時の記憶を辿ると、特許庁及び独立行政法人 工業所有権情報・研修館(以下、「INPIT」とする。)が提供する主な特許情報提供サービスとして、特許電子図書館(IPDL)、整理標準化データ及び DVD-ROM 公報が挙げられ、データ提供にあたっては、一部データについてマージナルコスト¹に基づく価格設定を行っていた。

今般、約 10 年ぶりに特許情報普及施策に携わることとなり、現状をみてもと、特許庁及び INPIT が提供していた上記サービスが、リニューアルないし発展的解消を遂げたことに隔世の感を覚える。そして、その背景にあると思われる特許情報利用の高度化、IT 技術の進展に驚きを隠せない。

本稿では、この 10 年を振り返りながら、特許情報普及施策の今後を考えてみたい。

1 知的財産推進計画からみる特許情報普及施策

2003 年 3 月 1 日知的財産基本法の施行と併せて、知的財産戦略本部が設置され、知的財産戦略本部により

1 データの複製費、送付費等、複製のための追加的経費。データ作成、メンテナンス費用は含まない。

毎年、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(知的財産推進計画)」が策定されている。

知的財産推進計画は、「今後、知的財産を戦略的に創造、保護及び活用することにより活力ある経済社会を実現するとともに、日本ファンの外国人を増やし、日本のソフトパワーを強化していくため、産業界、大学、政府などの関係者が一丸となって、本計画に基づく施策を着実に実行していくことが求められる。」(知的財産推進計画 2024、I. はじめの【結語】より)にあるとおり、特許庁が実行すべき施策を示したものであるといえる。

ここで、特許情報(知財情報)普及施策を観点として、2013 年以降の知的財産推進計画をひもといてみると、知的財産推進計画 2017 における次の言及を取り上げることができる。

(特許情報発信の強化)

- ・海外の特許情報へのアクセスに関するユーザーの負担を軽減するため、特許情報プラットフォームにおいて海外の特許文献の英語テキスト検索機能の整備を進める。

(短期)(経済産業省)

(地域中小企業の知財活動支援の強化)

- ・中堅・中小・ベンチャー企業に対する支援を強化するため、地域の中小企業等との接点となる知財総合支援窓口を担当する独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)を活用し、包括的な特許情報分析や SWOT²分析を始めとする知財競争力分析等による事業展開力向上に関する支援を引き続き実施する。

(短期・中期) (経済産業省)

また、翌 2018 年の知的財産推進計画では、特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) における審査書類などの一次情報提供の拡充及び迅速化、我が国特許庁の審査・審判情報の発信、特許情報を対象とした機械翻訳システムの精度向上が、さらに、直近の知的財産推進計画 2024 においては、知財情報等を活用した分析を行う IP ランドスケープ³の普及が掲げられている。

これら知的財産推進計画での言及を概括すると、特許情報普及施策のターゲットとして、①「海外特許情報へのアクセス性向上」、「審査・審判情報の対外発信」及びこれらを支えるための「機械翻訳システムの精度向上」、②「(ユーザー利便性向上のための) 一次情報提供の拡充及び迅速化」及び③「特許情報 (知財情報) 分析による経営支援」という 3 つの点が形成されていると思われる。

この 3 点を念頭に 10 年を振り返ると、①については、特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)、外国特許情報サービス「FOPISER (フォビサー)」及び機械翻訳プラットフォーム (MTP) のリリース及び機能向上に、そして、②については、特許情報標準データ (書誌・経過情報に関するデータ) の提供及び API⁴ を利用した特許情報の試行提供といった特許情報サービスに繋がっていった。

一方、③「特許情報 (知財情報) 分析による経営支援」については、INPIT において、令和 4 年度から「IP ランドスケープ支援事業」が開始され、近年、その必要性が広く認知されており、さらに、INPIT は、本年 (令和 6 年) 3 月に公表した第六期中期計画⁵の中で、次の取組を掲げている。

2 Strength (強み)、Weakness (弱み)、Opportunities (機会)、Threats (脅威) の 4 つのカテゴリーで要因分析して、事業環境変化に対応した経営資源の最適活用を図る経営戦略策定方法。

3 経営戦略又は事業戦略の立案に際し、経営・事業情報に知財情報を組み込んだ分析を実施し、その分析結果 (現状の俯瞰・将来展望等) を経営者・事業責任者と共有すること (令和 2 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「経営戦略に資する知財情報分析・活用に関する調査研究報告書」より)。

4 アプリケーション・プログラミング・インターフェース (Application Programming Interface)

5 <https://www.inpit.go.jp/about/gyomu/mtkeikaku/keikaku6.pdf>

(2) 中小企業等における経営課題解決のための知的財産情報の有効活用の促進

・中小企業等が抱える経営や事業の課題に対し、「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせた分析を行って、それから導き出される強みを活かした解決策を提案する支援 (いわゆる「IP ランドスケープ支援」という。) を行う。

・上記支援の事例から、経営判断に資する情報を得るための分析手法を整理・類型化してモデル化し、それを公開し広く周知活動を行うことにより、中小企業等における特許情報等の活用を促す。

10 年前は、特許情報 (知財情報) の役割と言えば、「研究開発の重複防止」、「既存技術の活用した研究開発の推進」、「無用な紛争の回避」といった事項が、真っ先に挙げられており、経営戦略や事業戦略への活用といった考えは、現在より希薄であったと思う。

知的財産推進計画及び INPIT 第六期中期計画で触れられた特許情報 (知財情報) 分析による経営支援について、どのような施策を講じるべきであるのか、関係者の意見を広く求めつつ、考えていきたいと思う。

2 民間サービスの動向

続いて、Japio YEAR BOOK 及び特許情報提供サービスに関する調査報告書を取り上げ、民間サービスの動向を小考したい。

(1) Japio YEAR BOOK からみる動向

Japio YEAR BOOK は、「Japio では、毎年、特許情報の活用、機械翻訳と検索技術等を題材とした寄稿と、民間の産業財産権情報提供事業者による関連システムやサービスの最新情報をまとめた「Japio YEAR BOOK」を作成しています。」(一般財団法人 日本特許情報機構 (Japio) HP より引用) とあるとおり、筆者は民間サービスの最新情報を網羅した優れた書籍であると認識している。

そこで、筆者の手元にある Japio YEAR BOOK システム/サービス紹介 (2013 年度版) 及び同 (2023 年度版) から民間サービスの動向をみると、特筆すべきは検索・DB サービスの変化、特に特許情報の検索機能の高度化にある。

2013年度版をめくると、検索・DBサービスにおける機能詳細のカテゴリーとして、分類検索、キーワード検索のほか、概念検索が挙げられている。

そして、この概念検索に着目すると、2013年度版に掲載された特許公報を収録データ及び検索対象とした検索・DBサービスにおいて、概念検索を可としたものは約3割であり、一方、2023年度版を同様の観点⁶でみると、約6割であった。また、2023年度版においては、外国文献の機械翻訳と併せた概念検索機能、AIを活用したエンジン等も挙げられている。

10年前は分類検索、テキスト検索に代表される（曖昧さが排除されたという意味での）ロジカルな検索結果を示すものが主流であったが、現状、概念検索といった高度な検索機能の普及が進んでいることが把握できる。

6 2023年度版では「概念／類似検索」とカテゴリーされているが、本稿では同様に扱った。

(2) 特許情報提供サービスの現状と今後に関する調査からみる動向

筆者の所属する特許情報室では、特許情報を取り巻く環境の変化や高度化・多様化するユーザーニーズを捉えるべく、定期的に民間サービス業界及びユーザーに対する調査を行い、「特許情報提供サービスに関する調査報告書」として特許庁HPにて公開している⁷。

この調査の一環として、「特許情報提供サービスの現状と今後に関する調査」を、平成27年度、令和元年度及び令和4年度に実施し、民間事業者向けアンケート調査票を基に、オンライン検索、代行検索などサービス単位での市場規模割合を纏めている。

図1は、令和4年度における調査結果を示したものである⁸。

7 <https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/service/index.html>

8 民間事業者向けアンケート調査票の設問において、2019～2021年度全てに売上高の回答があった事業者から各サービスの市場規模の比率を算出した結果。ただし、各サービス単位の売上比率について回答が無かった事業者は含まれない。

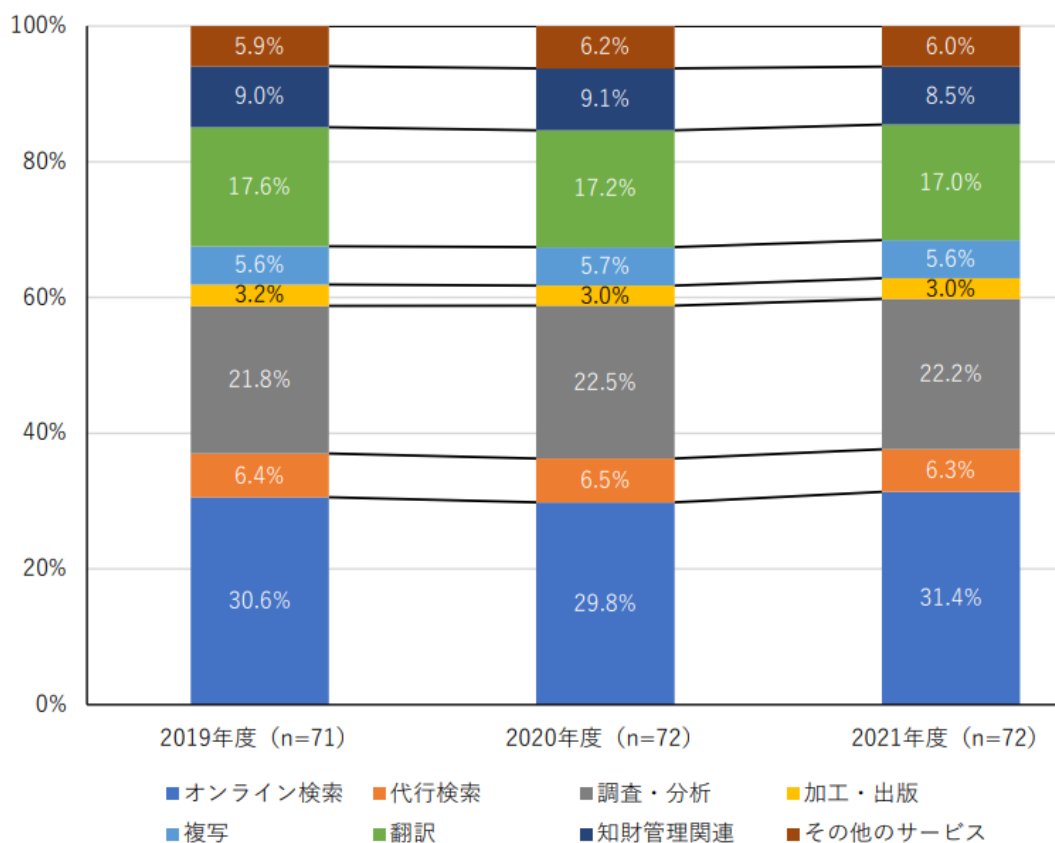


図1 サービス単位での市場規模割合

筆者が前述した特許情報（知財情報）分析による経営支援について、最も関連するサービス単位は「調査・分析」であると思われるが、図1にあるとおり、市場全体に対して一定の市場規模、すなわち民間サービスが存在しているとの傾向が把握でき、また、平成27年度及び令和元年度においても、同様の傾向が示されていた。

さらに、令和元年度の調査報告書に言及されたとおり、2015年から2018年においてAIを用いた独自の検索・分析、評価サービス等が展開され始めたことから、「調査・分析」は、AI等の高度な分析技術を持った民間事業者の新規参入など、今後も市場の活性化が予想される分野であるといえる。

(3) 小括

(1) 及び (2) をとおして、民間サービスの動向を小考したが、これを踏まえ、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の今後の方向性を考えてみたい。

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の高度化については、特許情報室が実施した「令和5年度 特許情報に係る商用データベースの機能水準に関する調査」⁹において、様々な意見が寄せられている。

この中には、「商用データベースの事業者が、検索AIの精度をいくら向上させても、特許庁が提供するJ-PlatPatの結果が正しいと考えるユーザーが多いと考えられるため、J-PlatPatの検索結果は、曖昧さを極力排除しロジカルな結果を提示すべきと考える。」といったAI活用に係る課題提起や、「一部の商用データベース事業者から提案があったが、知財情報を経営など幅広く活用するためのIPランドスケープ等の分析機能の提供は、特許情報を広く普及していくのには有用である。ただし、これら分析機能は、商用データベース事業者もオプション機能とし、サービスの付加価値機能として提供している事業者も多いことから、民業圧迫にならないよう機能制限などある一定の制約をつけて提供する必要があると考える。」といった官民の役割分担に言及するものもあった。

現在、INPITのHPにて、「特許情報プラットフォーム

ム（J-PlatPat）刷新に向けた検討状況について」を公開しているところ、このような意見にも耳を傾けながら多観点で検討したいと考えている。

3 まとめ

この10年間を振り返ると、特許情報利用の高度化、IT技術の進展を発端とした、様々な状況変化があったと思われる。

しかしながら、特許庁の役割として、産業財産権の適切な付与とともに列挙された（産業の発展に寄与することを目的とした）「産業財産権情報提供の拡充」¹⁰、及び、2003年3月産業財産権利用推進委員会、2016年5月産業構造審議会知的財産分科会情報普及活用小委員会の両委員会報告書で示された官民の役割分担等の考え方は、不変であったと認識している。

このような特許庁の役割や官民の役割分担等の考え方を踏まえつつ、適切な特許情報普及施策を引き続き検討していく所存である。

⁹ <https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/service/document/index/2023hokokusho.pdf>

¹⁰ <https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/yakuwari.html>